

韓国の商標実務における留意点



会員 大石 真菜

要 約

本稿は、韓国で勤務する日本弁理士が韓国における商標実務の現状を情報提供しようとするものである。まず、韓国における商標出願の現状について各種統計を基に概説し、商標の実務を行う上で留意すべき制度や改正について言及する。また、近年の裁判例における商標の類否判断に関する変更点を紹介する。韓国の商標法実務は日本と似ている部分も多いが、微妙に異なる部分も多い。さらに、近年の第4次産業革命やCOVID-19の影響、スピード感が重視される社会風潮であることも相まって、今後も時代の流れに合わせた活発な法改正や実務の変更が予想される。本稿が韓国の商標実務の理解の助けになれば幸いである。

目次

1. はじめに
2. 韓国における商標出願の現状
 2. 1 国内出願
 2. 2 国際出願
 2. 3 指定商品・役務の分野別の出願傾向
3. 韓国商標実務の留意点
 3. 1 優先審査制度
 3. 2 指定商品追加登録出願
 3. 3 「ソフトウェア」関連指定商品の類否判断の変更
4. 最近の裁判例
 4. 1 標章の類否に関する総合判断
 4. 2 結合商標の類否
5. まとめ

ニケーション方式の変化により、商標の取り扱いについても影響が生じていることが伺える。2017年8月号のпатентにおいても韓国における日本弁理士としての生活や商標実務を紹介する記事を執筆させていただいたが、当時から変更された実務もあるため、いくつか紹介させていただきたい。

2. 韓国における商標出願の現状

まず、現在の韓国における商標出願の状況を、各種統計を基に概説する⁽¹⁾。

2. 1 国内出願

表1及び2に見られるように、近年、韓国における商標出願の出願件数は増加し続けている。2020年の出願件数約26万件的のうち、約23万件が韓国内の出願人による出願であり、約3万件が外国の出願人による出願である。外国の出願人による出願は、中国(7,174件)、米国(6,442件)、日本(3,033件)、ドイツ(1,710件)、英国(1,063件)の順に多い。韓国内の出願人による出願約23万件的のうち、約1万件が大企業、約10

1. はじめに

2015年から韓国の特許事務所で勤務を開始し、既に7年が経過しようとしている。その間、韓国の商標実務も目まぐるしく変化してきた。もともとスピード感が重視される社会風潮であることに加え、第4次産業革命やCOVID-19の影響に伴う人々の生活やコミュ

表1 年度別の国内商標出願件数・登録件数及び増減率

		2017	2018	2019	2020	2021
出願	件数	182,918	200,341	221,507	257,933	285,821
	増減率(%)	0.7	9.5	10.6	16.4	10.8
登録	件数	116,708	115,025	125,594	116,153	136,629
	増減率(%)	-2.1	-1.4	9.2	-7.5	17.6

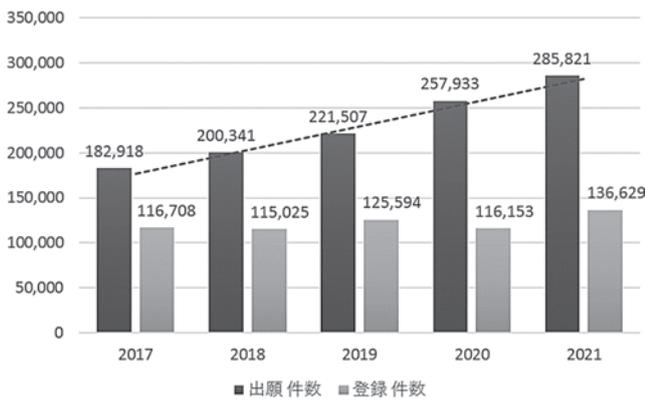


表 2 国内商標出願件数・登録件数の推移

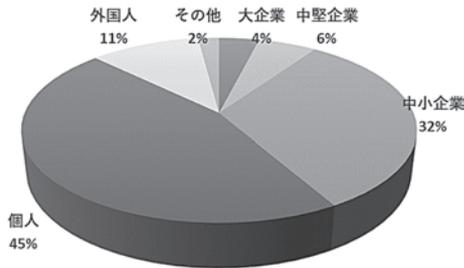


表 3 出願人の類型別出願割合 (2020 年)

万件が中堅・中小企業、約 12 万件が個人による出願となっている。

出願から最初の審査結果通知 (OA) 受領までの所要期間は、2018 年までは 5 カ月程度であったが、出願件数の増加に伴い、2019 年は 6.5 カ月、2020 年は 8.7 カ月と長期化してきており、最新の 2021 年 10 月時点のデータでは 10.6 カ月まで伸びてきている。2020 年に最初の審査結果通知を受けた出願のうち、拒絶理由を受けずに公告決定された出願は約 57%、意見提出通知 (拒絶理由通知) を受領した出願は約 43% である。

出願が公告された場合には 2 カ月以内に何人も異議申立が可能であるが、2020 年の国内商標の異議申立件数は 1,275 件であった。これは出願公告件数の 1.4% に該当するものであり、このうち約 30% について異議申立が認容された。また、審判請求件数は査定系が 1,021 件、当事者系が 2,977 件であり、審判請求の認容率は査定系が約 56%、当事者系が約 71% であった。審判の審理期間は約 7 カ月であり、出願審査の長期化とは反対に、審判については審理期間が年々短縮してきて

表 4 年度別のマドプロ出願件数及び増減率

		2016	2017	2018	2019	2020
本国	件数	942	1,053	1,322	1,419	1,599
	増減率 (%)	-4.9	11.7	25.5	7.3	12.6
指定国	件数	11,259	14,362	14,373	16,509	13,998
	増減率 (%)	-13	27.5	0	14.8	-15.3

いる。

2. 2 国際出願

マドリッド協定議定書による国際登録出願については、本国官庁として韓国出願人が外国出願する場合は、国際商標出願数は年々増加しており、指定国として人気がある国・地域は、米国、日本、中国、EU、ベトナムの順である。一方、外国の出願人が韓国を指定した国際商標登録出願の件数は、COVID-19 の影響もあってか、2020 年から減少傾向にある。韓国を指定国とする国際商標登録出願の件数が多い国・地域は、米国、EU、中国、日本、ドイツの順であり、2020 年に韓国を指定国とする日本からの出願は 1,401 件であった⁽²⁾。

韓国を指定した国際商標出願の最初の審査結果 (OA) 通知までの所要期間は、2018 年には 6.4 カ月、2019 年には 8.9 カ月であったが、2020 年には 10.4 カ月となっており、国内出願の審査期間と同様に長期化してきている。また、最初の審査結果通知を受領した出願のうち、拒絶理由を受けずに公告決定された出願は約 22%、

本国官庁としての出願件数

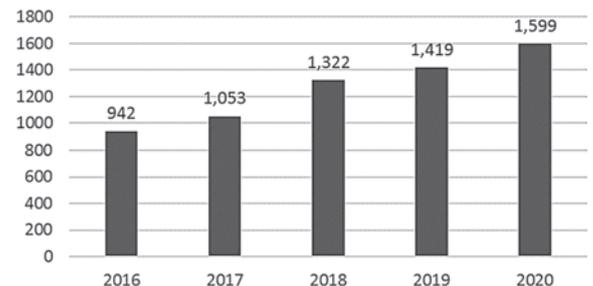


表 5 本国官庁としてのマドプロ出願件数の推移

指定国としての出願件数

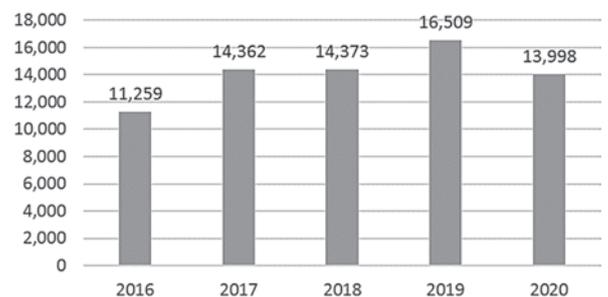


表 6 指定国としてのマドプロ出願件数の推移

意見提出通知（拒絶理由通知）を受領した出願は約78%であった。

2. 3 指定商品・役務の分野別の出願傾向

2020年の出願においてどのような商品・役務が多く指定されているのかを見てみると、「サービス業（役務商標）」が韓国内の出願人では40%以上、外国の出願人による出願でも約26%と一番多く、その次に「機械・電気機械・輸送機械器具」、続いて「化学品・薬剤・化粧品」及び「菓子・食品・飲料」が比較的高い比率で指定されている。また、出願人の種類別による出願分野に注目してみると、個人の出願人は「小売・卸売業」と「食堂・宿泊業」が圧倒的に多く、中小企業の出願人は「小売・卸売業」、「電子製品・音響映像機器」、「化粧品」、「医薬品」、「食堂・宿泊業」の順に指定が多い。

さらに、COVID-19・デジタル経済関連分野の商品及び役務の出願動向に着目すると、表7にみられるように「放送・通信業」、「医療用機器」、「医薬品」の出願件数が2020年になって大幅に増加していることが分かる。COVID-19の直接の影響により「医療用機器」や「医薬品」の出願が増加しただけでなく、外出自粛要請や在宅勤務により「放送・通信業」に関する出願件数にも影響が及んでいる。

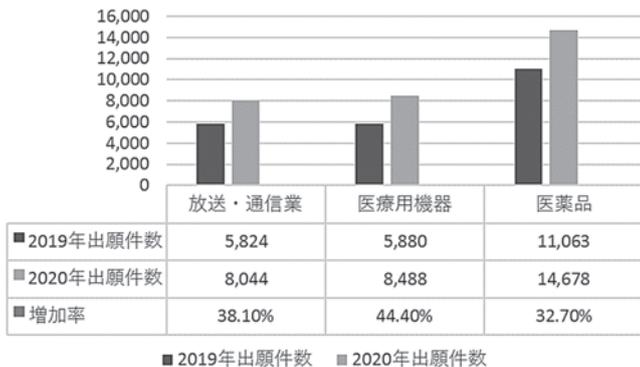


表7 COVID-19・デジタル経済関連分野の出願動向

3. 韓国商標実務の留意点

次に、具体的な商標実務について紹介する。但し、韓国の商標制度は日本の商標制度とよく似ているため、実務上異なっており留意すべき部分に絞って紹介することとする。

3. 1 優先審査制度

出願の優先審査制度は、一定の要件を備えた商標登録出願に対して他の出願より優先的に審査を行う制度

である。前述のとおり、韓国における商標出願件数は年々増加しており、それに伴い出願の審査に要する期間も長期化してきている（2021年10月時点で約10.6カ月）。特許庁においても審査官の定員数を増やす等の対策を行ってはいるが、暫くは審査期間の短縮は難しいものと思われる。したがって、出願人が早期の権利化を望む場合には優先審査制度を利用することが必要であり、優先審査が適用された場合には約2カ月で審査結果を受領することができる。韓国の優先審査制度は日本の早期審査制度と似たような制度であるが、適用要件等に違いがあるため注意が必要である。なお、日本において採用されているファストトラック審査のような制度は導入されていない。また、国際出願で韓国を指定した出願の場合には優先審査は申請できない。

韓国における優先審査の申請時期は①商標登録出願と同時、又は②出願後でも未だ審査が行われていない出願であれば可能である。但し、審査着手が2ヶ月以内に迫っている場合には、優先審査を申請する実益がないため審査官が優先審査申請を却下することもできる。優先審査申請料（庁費用）は1区分毎に16万ウォンであり、優先審査を申請できる対象の出願は次のようなものを含む（商標登録出願の優先審査申請に関する告示第4条⁽³⁾）。

<優先審査を申請できる出願の例>

- 出願商標を指定商品の全てに対して使用しているか、又は使用の準備をしていることが明らかな場合（商標の使用開始時期、使用内容等の提示が必要であり、商標が付された商品の写真・パンフレット・ウェブサイト等の具体的な使用証拠の提出が必要。使用中である場合には、商標の使用開始予定時期、使用予定の内容等の提示が必要であり、印刷会社への発注書類、カタログ・広告等の広告会社への発注書類等、具体的な証拠の提出が必要。）
- 出願商標と同一・類似の商標を無断で使用している第三者に対し、出願商標の使用禁止を警告した場合や仮処分を申請した場合
- マドリッド議定書による国際出願の基礎となる出願
- 存続期間満了により消滅した登録商標と標章及び指定商品が全て同一である出願
- 特許庁長が公告した専門機関に先行商標調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知

するよう当該専門機関に要請した出願

上記のような適用要件は日本と同じものも見受けられるが、特に実務上利用されることが多いものが、2019年7月に新設された「専門機関に先行商標調査を依頼した場合」である。これは、特許庁が指定する調査専門会社に商標調査を依頼し、調査結果を特許庁長に通知するよう要請した場合に、優先審査を受けることができるものである。調査専門会社はいくつかあり、調査料金等も異なるが、例えば1区分30万ウォン、調査期間7日間等で調査が可能である。調査費用の負担はあるものの、出願商標の使用や使用の準備が未だ行われていない場合でも優先審査の適用を受けることができる手段として、早期権利化を目指す出願人にとっては一考に値するであろう。

3. 2 指定商品追加登録出願

指定商品追加登録出願は、商標出願後や登録後に指定商品・役務を追加することができるという、他の国ではあまり見られない珍しい制度である。商標権者又は商標登録出願人は、出願又は登録後の状況変化に応じて指定商品の範囲を拡大する必要性が生じた場合に、登録商標または商標登録出願の指定商品・役務を追加する指定商品追加登録出願を行うことができる（韓国商標法第86条）。追加する商品・役務は元の出願・登録において指定されていなかった区分を追加することも可能である。

指定商品追加登録出願は、元の出願とは異なる出願番号が付与され、通常の出願のように拒絶理由について審査される。指定商品追加登録出願が登録となると、追加登録された指定商品は元の商標権と合体して一体となるため（登録番号も同一）、商標権の存続期間は元の商標権と共通となり、商標登録更新の際には元の商標権と合体した1つの商標として更新を行えばよい。このように、指定商品追加登録出願は、出願時には費用や手続面で新規出願を行う場合と変わらないが、登録後の管理において利便性があるといえる。

3. 3 「ソフトウェア」関連指定商品の類否判断の変更

韓国においても日本と同様に、審査段階での商品・役務の類否は原則的に類似群コードを基準として判断されるが、2021年施行の「類似商品審査基準」の改正

により、「ソフトウェア」に関する類否判断基準が大きく変更されたため注意が必要である。

まず、今までは包括的なソフトウェア（「コンピュータソフトウェア」、「記録されたコンピュータプログラム」等）が商品名称として認められていたが、改正によりソフトウェア関連商品は『システム』、『応用』、『ゲーム』に細目化され、用途が不明確な包括名称は認められないこととなった。また、ソフトウェア同士の類否判断は、その用途に応じて個別的・具体的に判断することとしている。例えば、「ゲーム」ソフトウェア vs. 「システム、応用」ソフトウェアは非類似と判断されるが、「システム」ソフトウェア vs. 「応用」ソフトウェアや、用途が限定されたソフトウェア同士についての類否は、類似群コードに関係なく個別具体的に判断されることとなる⁽⁴⁾。

類似商品審査基準第11条（類似判断の特例）

② G390802（ソフトウェア）、G430301（スポーツ衣類、スポーツ用具等）---（中略）--- は、類似群コードが同一であっても比較の対象となる商品の特性に基づき個別的に判断しなければならず、---（後略）---

さらに、ソフトウェア（商品）とサービス業の間においても、当該商品に関係があるサービス業種との類否判断が行われることとなった。このような改正は、アプリ等のソフトウェア開発が盛んな韓国において、ソフトウェアがサービス業全般に活用されている現状を踏まえたものである。これに関して改正された類似商品審査基準第11条の条文（抜粋）は次の通り。

類似商品審査基準第11条（類似判断の特例）

④商品とサービス業間は、原則的に類似度が低いものと推定する。但し、次の各号の事項を総合的に考慮して出所の誤認・混同のおそれがある場合には類似のものであるといえる。

1. 商品の製造・販売とサービス業の提供が同一事業者により行われることが一般的であるか、また一般人がそのように考えることが当然であると認められるか
2. 商品とサービス業の用途が一致するか
3. 商品の販売場所とサービス業の提供場所が一致するか
4. 需要者の範囲が一致するか
5. 両標章が全体的に同一又は極めて類似しているか

⑤ G390802（ソフトウェア）商品と第35類～第45類に属するサービス業の間の同一類似の判断は、第4項のうち第2号に特に重点を置き、第1号から第4号までを全て考慮して、両標章が全体的に同一又は極めて類似である場合に限り、類似の商品として判断する。

このような改正により、今までは商品間及び判例により類似性が認められたソフトウェア関連サービス業（例えば、「コンピュータソフトウェア相談業」、「コンピュータソフトウェアデザイン業」等）との間でのみ類似であると判断されていたソフトウェア商品について、当該商品と関係があるサービス業種との間でも用途を中心として個別具体的な類否判断を検討しなければならなくなった。例えば、「スクリーンゴルフゲーム用ソフトウェア」vs.「スクリーンゴルフ場運営業」は類似と判断されるが、「スクリーンゴルフゲーム用ソフトウェア」vs.「レジャースポーツ業」は非類似と判断される⁽⁶⁾。

したがって、ソフトウェアについては類似群をベースとした類否判断を行わず、個別具体的に商品やサービス業との類否判断を行う必要があるが、このような判断基準の改正によって、類否の基準が不明確となり、出願前の商標調査や権利化の予測に困難が伴うという声も実務者から挙がっている。これに対し特許庁は、表8のような「商品・サービス間の類似対比基準リスト」を作成する等の対策を行ってはいるが、今後の審査結果の蓄積が待たれる部分である。

4. 最近の裁判例

従来の韓国における出願商標の審査は、古典的・形式的な類否判断がされることが多く、類否判断を厳しく見る（引用商標と類似と判断される）傾向があった

が、近年の裁判例においては徐々に傾向が変わってきていることが見受けられる。

4. 1 標章の類否に関する総合判断

韓国においても日本と同様に、標章の類否は外観・称呼・観念の3要素を基準として全体的・客観的・離隔的に観察し、その指定商品の取引において一般需要者や取引者に商品の出所に関する誤認・混同を生じさせるおそれがあるか否かに基づき判断される⁽⁶⁾。また、外観・称呼・観念の3要素のうち、従来は称呼の類否が最も重要視されており、外観と観念が異なるとしても称呼が同一又は類似の場合には商標が類似すると判断されることが一般的であった⁽⁷⁾。しかし、2020年に下記のような大法院（最高裁）判決が下されたことにより、標章の類否判断に変化が現れてきている。

(1) 大法院 2020.12.30. 宣告 2020 フ 10957 判決

	出願商標	先登録商標
標章	Urbansys	AVANCIS

本件は、拒絶決定不服審判の審決取消訴訟である。特許審判院は、出願商標と先登録商標の外観が非類似であり観念が対比できないとしても称呼が類似であるとして、両商標を類似と判断した（韓国商標法第34条第1項第7号により出願拒絶）。一方、大法院は、両

表8 商品・サービス間の類似対比基準リスト（抜粋）

ソフトウェア指定商品 (G390802)	類似の指定サービス業	非類似の指定サービス業
教育用ソフトウェア	教育業, 遠隔通信教育業, オンラインを利用した言語教育業	教育訓練用施設提供業
金融取引取扱に関するコンピュータソフトウェア	銀行及び保険業, 金融取引業	小切手検証業, 基金管理業
データ通信ソフトウェア	データ通信業, 電子データ通信業	データ通信施設賃貸業
半導体ウエハ処理用コンピュータソフトウェア	半導体ウエハ加工業	-
映像処理用コンピュータプログラム及びソフトウェア	写真映像処理業, デジタル映像編集業	-
医療用ソフトウェア	医療業, 歯医療業, 健康管理医療業	医療装備賃貸業
インターネットチャット用コンピュータソフトウェア	オンラインチャットサービス提供業, ソーシャルネットワーキングのためのオンラインチャットルーム提供業	-
電子出版分野のコンピュータソフトウェア	電子出版業, ダウンロード可能な電子出版物の出版業	書籍出版業, 楽譜出版業

商標の称呼は『オバンス』 vs. 『オバンス』 又は『アバンス』で類似するといえるものの、外観は完全に相違し、アルファベットのスペル構成も異なり、観念については対比できない（出願商標は「urban」と「sys (system の略語)」を結合した造語であって「都市の体系」程度の観念を生じるが、先登録商標は特別な観念のない造語である）ことから、需要者に商品の出所に関して誤認・混同を生じさせるものとはみることができないと判断した⁽⁸⁾。

このような大法院の判断は、文字商標における称呼の重要性を否定するものではないが、称呼を絶対的な基準とするのではなく、他の要素も含めて総合的な判断を行い、各事案の具体的な事情に沿った結論を導き出そうとするものである。また、称呼の類否を重視する判決が出た当時に比べて現在では、インターネットによるオンラインショッピングモール、SNS等において映像や画像を伴う広告や取引手段が広く普及されているため、これに伴い視覚的要素の重要性が高まっていることを考慮する必要があるといえる⁽⁹⁾。

(2) その後の特許法院の判決

上記の大法院の判決後に、特許法院においてもこのような基準が踏襲された判決が見受けられる。

1) 特許法院 2021.5.13. 宣告 2020 ホ 4297 判決

	出願商標	先登録商標
標章		

本件も拒絶決定不服審判の審決取消訴訟であり、特許審判院は両商標の称呼が同一であるとして、商標が類似すると判断した（韓国商標法第 34 条第 1 項第 7 号により出願拒絶）。一方、特許法院は、「今日のインターネットの広範囲な普及とスマートフォン・タブレット PC・ノートブック等の視聴覚媒体を通じた広告や商品販売及び注文が飛躍的に増加している点を考慮すると、図形商標又は文字部分と図形部分の組み合わせからなる結合商標の類否判断においては称呼に劣らず外観も重要な要素として評価されなければならない」とし、本件出願商標と先登録商標はいずれも『ポイ』と称呼され得るため称呼は同一であるものの、全体的に見ると両商標の外観は著しく異なり、観念は対比不可

能又は非類似のため明らかに区別できることから、一般需要者及び取引者において誤認・混同を生じさせるおそれはなく、両商標は類似の商標とはいえないと結論付けた。

2) 特許法院 2021.7.2. 宣告 2021 ホ 2267 判決

	出願商標	先登録商標
標章		

拒絶決定不服審判の審決取消訴訟であり、特許審判院は両商標の称呼が同一又は類似であるとして、商標が類似すると判断した（韓国商標法第 34 条第 1 項第 7 号により出願拒絶）。一方、特許法院は、(1) 先登録商標の文字部分「카룸」（「カールーム」のハングル）は図形部分のすぐ下に結合されており、当該図形と文字の結合によりはじめて「카룸」が馴染のある英単語「car」と「room」であると認識でき、標章に接する需要者等に標章の識別力が明確に伝達されることから、先登録商標の図形部分と文字部分は結合の程度が極めて強いこと、(2) 先登録商標の指定商品であるコンピュータソフトウェア、アプリケーション等に関しては、取引や広告において本件先登録商標が電子機器のディスプレイ画面を通じて文字部分と図形部分が結合された「視覚的形狀」自体により消費者等に伝達・認識されることが頻繁である点、(3) 実際に本件先登録商標は、取引界において上記の図形部分が文字部分と頻繁に結合された状態で使用されている点を挙げ、標章全体を基準として判断するとした。これにより特許法院は、出願商標と先登録商標は、一部類似して称呼されることができるとしても、外観及び観念が著しく異なり、同時に指定商品に使用されたとしても一般需要者や取引者に商品の出所について誤認・混同を生じさせるおそれがないため、類似の商標とはいえないと判断した。

4. 2 結合商標の類否

従来、韓国では結合標章について分離観察されることが多々あり、標章の一部が同一・類似である場合には、標章全体として類似と判断されることが少なくなかった。商標全体が外国人の姓名であるような場合や、指定商品との関係で識別力がない場合を除き、各

単語の結合により別の新しい観念が形成されるという
ような事情がない限り、商標を構成する各要素を分離
して観察することが広く行われていた。しかし、下記
のような近年の裁判例においては、結合商標の構成部
分同士の相対的な識別力の水準や、構成部分の結合状
態、指定商品との関係や取引実情等を総合的に考慮し
て、各構成部分が要部であるかを判断するものが見受
けられる。

(1) 大法院 2017.2.9. 宣告 2015 フ 1690 判決

	登録商標	先登録商標
標章		자 생 (「自生」の韓国語) 자 생 한 의 원 (「自生韓方医院」の韓国語)
指定商品	韓方医療業	韓方医院業

本事件は、上記の登録商標に対して、先登録商標の
権利者が無効審判を請求した事件の審決取消訴訟であ
る。大法院は、結合商標の一部の構成を要部として分
離観察するか否かの判断に際し、「商標の構成部分が
要部であるか否かは、その部分が周知・著名である
か、一般需要者に強い印象を与える部分であるか、商
標全体において高い比重を占める部分なのか等の要素
を考慮する一方で、これに加え、他の構成部分と比較
した相対的な識別力の水準や、他の構成部分との結合
状態及び程度、指定商品との関係、取引実情などを総
合的に考慮して判断しなければならない」という判断
基準を示した。但し、本件の具体的判断においては、登
録商標と先登録商標の共通部分である「자생 (自生)」
が本質的な識別力を有する一方、先登録商標の「한 의 원 (韓方医院)」部分や本件登録商標の「초 (草)」部
分が指定サービス業との関係において識別力が高くな
いのみならず、強い識別力を有する「자생 (自生)」と
比較すると相対的に識別力が微弱であるため、「자생
(自生)」部分が独立的な識別標識機能を発揮する要部
に該当すると判断し、両商標を類似すると判断した。

(2) その後の大法院判決

上記の大法院判決では、結論としては分離観察が行
われ商標が類似と判断されたが、当該大法院判決の要
部の判断手法を引用しながら、商標が全体として非類
似であると判断した判決も出てきている。

1) 大法院 2018.6.15. 宣告 2016 フ 1109 判決

	出願商標	先登録商標
標章	DRAGONFLY OPTIS	OPTEASE
指定商品	医療映像用カテーテル	カテーテル

本事件は拒絶決定不服審判の審決取消訴訟である。
大法院は上記 (1) の大法院判決で提示された要部の認
定方法について言及した上で、本件出願商標の「OPTIS」
部分は「目の、レンズ」という意味の「OPTIC」から
末尾のアルファベット「C」が「S」に変わったものに
過ぎず識別力が微弱である一方、「DRAGONFLY」部
分は「トンボ」を意味し、指定商品との関係において
「OPTIS」部分と比べると相対的な識別力が強く、商
標全体において占める割合も高いことから、本件出願
商標は「DRAGONFLY」部分を要部と見なければなら
ないと判断した。したがって、本件出願商標の「OPTIS」
部分は要部とはならず、先登録商標とは非類似の商標
であると判断された。

2) 大法院 2018.8.30. 宣告 2017 フ 981 判決

	出願商標	先登録商標
標章	MOU	MOU-JON-JON
指定商品	衣類	衣類

本事件は拒絶決定不服審判の審決取消訴訟である。
本事件でも大法院は上記 (1) の大法院判決で提示さ
れた要部の認定方法について言及した上で、先登録商
標の「MOU」部分と「JON」及び「JON-JON」部分
はいずれも指定商品に関連して識別力が欠如していた
り微弱なものではないが、そうであっても周知・著名
又は需要者に強い印象を与える部分であるとは言ひ難
く、両者の間に相対的な識別力の優劣もない点、及び
実際の取引実情を考慮して、先登録商標が「MOU」
部分のみで独立して商品の出所表示機能を遂行すると
は言い難いと判断し、本件出願商標と先登録商標とは
非類似の商標であると結論付けた。

5. まとめ

上記のような大法院の類否判断に関する基準の変更
は、日本における商標の類否判断の変遷と共通するよ
うに思われる。一方で、「ソフトウェア」に関する商
品の類否判断の変更など、韓国独自の路線を進んでい

るものも多い。近年韓国の商標出願は増え続けており、AR/VRやメタバース等における新しい商標の使用形態に関しても韓国内で活発に議論されている状況である。

COVID-19により、一番近く気軽に行ける外国であった韓国でさえも、頻繁に行き来することができない遠い存在となってしまった（私も2年ほど日本に帰れない状況となっている）。しかし、オンラインでの会議やセミナーが増えたことにより日本で開催されるセミナー等も受講できるようになる等、デジタル世界では近くなったともいえる。COVID-19が否応なしにデジタル化を加速させたことで国同士の距離が近くなり、そのような影響が商標の世界でも見られるのではないだろうか。韓国の商標法は日本と法制度が似ているため一見すると実務も同じように思われるが、微妙に異なる部分も多い。また、今後も時代の流れに合わせた活発な法改正や実務的な変更が予想される。本稿が韓国の商標実務の理解の助けになれば幸いである。

(注)

- (1) 韓国特許庁のウェブサイトにおいて公開されている「知識財産統計年報 2020 年（2021 年発行）」、「2020 年知識財産統計 FOCUS（2021 年上半期発行）」及び「2021 年 12 月の知識財産統計動向」[<https://www.kipo.go.kr/ko/stat/kpoStatPgmMgmt.do?menuCd=SCD0200661&parntMenuCd2=SCD0200284>] による。出願数・登録数以外のデータについては、最新の年度別統計が公開されている 2020 年のデータによるものである。
- (2) 2021 年の年間統計はまだ発表されていないが、2021 年上半期の本国官庁としての出願数は 989 件（2020 年上半期に比べ 46.3% 増加）である一方、指定国官庁としての出願数は 7,384 件（2020 年上半期に比べ 2.2% 減少）であり、2020 年の傾向を引き継いだものと予想される。
- (3) 商標登録出願の優先審査申請に関する告示第 4 条
 - ① 出願人が出願した商標を指定商品の全てに対して使用しているか、使用する準備をしていることが明らかな場合
 - ② 次のいずれかに該当する場合であって、出願後に出願人ではない者が正当な事由なく業として出願商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用していると認められる場合
 - イ. 出願人が第三者に対し、出願商標の使用禁止を警告した場合
 - ロ. 出願人が第三者に対し、商標使用差止の仮処分申請をした場合
 - ハ. その他、出願人が第三者に対し、出願商標の使用を許諾しない場合
 - ③ 出願人から、出願商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用するものと認められるという理由で商

標法第 58 条第 1 項に基づく書面警告を受けた場合に、その警告の根拠となる出願

- ④ 出願人が他の出願人から、その出願人の出願商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用するという理由で商標法第 58 条第 1 項に基づく書面警告を受けた場合の、当該出願
- ④の 2 商標登録出願人が、その商標登録出願に関連して他の商標権者から異議を申し立てられた場合
- ⑤ 商標法第 167 条のマドリッド議定書による国際出願の基礎となる出願をした場合であって、マドリッド議定書による国際登録日又は事後指定日が国際登録簿に登録された場合の、当該出願
- ⑥ 調達事業に関する法律第 26 条第 1 項第 2 号による中小企業が共同で設立した法人が団体標章を出願した場合
- ⑦ 条約による優先権主張の基礎となる出願をした場合であって、外国の特許機関において優先権主張を伴った出願に関する手続が進行中の場合の、当該出願
- ⑧ 存続期間満了により消滅した登録商標の商標権者が出願をした場合であって、その標章と指定商品が存続期間満了により消滅した登録商標の標章及び指定商品と全て同一である場合の、当該出願
- ⑨ 優先審査を申請しようとする者が、商標登録出願された商標に関して商標法第 51 条第 2 項に基づき登録された商標専門機関（以下、「専門機関」という）のうち、特許庁長が公告した専門機関に先行商標調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するよう当該専門機関に要請した出願（当該専門機関が優先審査申請後 1 ヶ月以内に優先審査用先行商標調査結果報告書を特許庁長に提出する場合のみ該当する）
- (4) 韓国特許庁「2021 年度商品分類告示等の改正事項案内」(2021 年商標・デザイン制度動向説明会)
- (5) 韓国特許庁「2021 年度商品分類告示等の改正事項案内」(2021 年商標・デザイン制度動向説明会)
- (6) 大法院 2006.8.25. 宣告 2005 フ 2908 判決、大法院 2008.9.25. 宣告 2008 フ 2213 判決等
- (7) 大法院 2000.2.25. 宣告 97 フ 3050 判決においては、「今日の放送等の広告宣伝媒体や電話等の広範囲な普及により、商標を音声媒体等で広告したり、電話で商品を注文したりすること等が頻繁である点等を考慮すると、文字商標の類否判断においてはその称呼の類否が最も重要な要素」と判断されている。
- (8) なお、指定商品の類否についても、大法院は、出願商標の指定商品である「建築用金属製トレンチカバー」（第 6 類）と先登録商標の指定商品のうち「太陽熱集熱板」（第 11 類）は、取引通念上類似の商品とみることはできないと判断した。
- (9) 李京恩、標章及び指定商品の類否が問題となった事案（2020.12.30. 宣告 2020 フ 10957 判決）、大法院判例解説 2020 年下（第 126 号）、pp.416

(参考文献)

- (1) 韓国特許庁、知識財産統計年報 2020 年（2021 年）

韓国の商標実務における留意点

- (2) 韓国特許庁, 2020年知識財産統計 FOCUS (2021年2月)
- (3) 韓国特許庁, 2021年度商品分類告示等の改正事項案内
(2021年商標・デザイン制度動向説明会)

(原稿受領 2022.1.21)